

相談急増中！

その支払い詐欺かも しれませんよ！！

民事訴訟最終通達書

訴訟管理番号(さ)163

本通達は、貴殿に対し、契約中、若しくは債権譲渡のあった企業又は団体から契約不履行による訴状が提出されたことを当該債権者たる貴殿に通知し、本通達の後、訴訟取り下げ最終期日を経て貴殿を被告とした民事裁判が開始されることを通知するものです。

本通達に対しこのままご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、裁判所の認可を受けた執行官立会のもと、現金や有価証券及び、動産や不動産物の差し押えが強制的に執行される場合があります。

また本件は民事訴訟に関する通達である為、民事訴訟法の適用により個人情報保護や守秘義務が発生致しますので、本件に関するご相談、取り下げ等のお問い合わせは必ずご本人様からご連絡を頂きます様お願い申し上げます。

訴訟取り下げ最終期日 平成31年4月5日

訴訟通知センター お問い合わせ・相談窓口

03-0709-4073

受付時間(日、祝日は除く)

平日9:00~20:00 / 土曜日9:00~13:00

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1丁目1番地3号

これは、実際の詐欺ハガキです。
このように

- ・ 訴状が提出された
 - ・ 訴訟を取り下げる
 - ・ 相談窓口で電話する
- などと書かれた「ハガキ」等は
詐欺である可能性が高い
です。

最近こうしたハガキに関する相談
が増加していますので、絶対に

- ・ 電話をしない
 - ・ お金を払わない
- で、直ぐ警察に相談しましょう。

NO!!!



深川警察署

0164-23-0110